保医発 1129 第 2 号 令和 6 年 11 月 29 日



地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和6年12月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6 年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3 月5日保医発0305第8号)の一部改正について
- 別添3 「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」(令和6年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について
- 別添4 「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日保医発0305第12号) の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第10部第1節第8款K618の次に次を加える。
  - K619-2 総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術

静脈用ステント留置術は、既存療法では治療困難な症候性腸骨大腿静脈流出障害の患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守して、静脈ステントセットを用いて実施した場合、本区分の所定点数を準用して算定する。

# 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

- 1 Iの3の133(6)ア、イ及びウ中の「経皮的血栓除去用・破砕吸引型及び脳血栓除去用」を「経皮的血栓除去用・破砕吸引型、経皮的血栓除去用・分離捕捉型又は脳血栓除去用」に改める。
- 2 Iの3の133(14)の次に次を加える。
  - (15) 大動脈分岐部用フィルターセット
    - ア 関連学会の定める適正使用指針に従って、経カテーテル大動脈弁置換術中 の塞栓物質に対する予防的措置が必要と判断される場合に限り算定できる。
    - イ 血管病変部の画像所見等を踏まえ、大動脈分岐部用フィルターセットの使 用が適切であると判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載す ること。
- 3 Iの3の229の次に次を加える。
  - (1) 静脈用ステントセットは、深部静脈血栓症患者のうち、本品による治療が医学的に必要であると判断された患者に対して、経血管的に腸骨大腿静脈の内腔を確保することを目的に使用した場合に限り、1回の手術に対して2個を限度として算定できる。
  - (2) 静脈用ステントセットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う 特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」 (令和6年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

1 別紙1を次に改める。

# (別紙1)

# 材料料

#### M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料(1歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

## 1 間接法

1 間接法	
(1) メタルコアを用いた場合	
イ 大臼歯	94 点
ロ 小臼歯・前歯	58 点
(2) ファイバーポストを用いた場合	
イ 大臼歯	27 点
ロ 小臼歯・前歯	15 点
2 直接法	
(1) ファイバーポストを用いた場合	
イ 大臼歯	27 点
ロ 小臼歯・前歯	15 点
(2) その他の場合	
イ 大臼歯	33 点
ロ 小臼歯・前歯	21 点
(ファイバーポスト)	
1本につき	61 点
M005 装着	
1 歯冠修復物(1個につき)	
(1) 歯科用合着・接着材料 I	
イーレジン系	
a 標準型	17 点
b 自動練和型	38 点
ローグラスアイオノマー系	
a 標準型	10 点
b 自動練和型	12 点
② 歯科用合着・接着材料Ⅱ	12 点
③ 歯科用合着・接着材料Ⅲ	4 点
2 仮着(1 歯につき)	4 点
3 口腔内装置等の装着の場合(1歯につき)	
(1) 歯科用合着・接着材料 I	
イーレジン系	
a 標準型	17 点
b 自動練和型	38 点
ローグラスアイオノマー系	
a 標準型	10 点
b 自動練和型	12 点
(2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ	12 点
	, L

4点

(3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン

M009 充填(1 窩洞につき)	
1 歯科充填用材料 I	
(1) 複合レジン系	
イー単純なもの	11 点
ロー複雑なもの	29 点
(2) グラスアイオノマー系	
イの標準型	
a 単純なもの	8 点
b 複雑なもの	21 点
口自動練和型	
a 単純なもの	9 点
b 複雑なもの	23 点
2 歯科充填用材料 Ⅱ	
(1) 複合レジン系	
イー単純なもの	4 点
ロー複雑なもの	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イー標準型	
a 単純なもの	3 点
b 複雑なもの	8 点
ロー自動練和型	
a 単純なもの	6 点
b 複雑なもの	17 点
M010 金属歯冠修復(1個につき)	
1 14 カラット金合金	
(1) インレー	
複雑なもの	1,664 点
(2) 4分の3冠	2,080 点
2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 大臼歯	
イインレー	
a 単純なもの	362 点
b 複雑なもの	669 点
ロ 5分の4冠	842 点
ハー全部金属冠	1,060 点
② 小臼歯・前歯	
イインレー	
a 単純なもの	246 点
b 複雑なもの	490 点
ロ 4分の3冠	605 点
ハ 5分の4冠	605 点
二 全部金属冠	759 点
3 銀合金	
(1) 大臼歯	
イインレー	

a 単純なもの	25 点
b 複雑なもの	44 点
ロ 5分の4冠	57 点
ハー全部金属冠	69 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	00 /M
イインレー	
a 単純なもの	16 点
b 複雑なもの	32 点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	40 点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	40 点
二 全部金属冠	51 点
M010-2 チタン冠(1歯につき) M010-3 接着冠(1歯につき)	66 点
	cor ±
(1) 前歯	605 点
(2) 小臼歯	605 点
(3) 大臼歯	842 点
2 銀合金 (1) ***********************************	40 .F
(1) 前歯	40点
(2) 小臼歯	40 点
(3) 大臼歯	57 点
M010-4 根面被覆(1歯につき)	
1 根面板によるもの (2) 0 (2) (3) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	
(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	200 年
イー大臼歯	362 点
ロー小臼歯・前歯	246 点
(2) 銀合金	05 F
イー大臼歯	25 点
ロー小臼歯・前歯	16 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イー標準型	8点
ロー自動練和型	9 点
M011 レジン前装金属冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合	945 点
2 銀合金を用いた場合	112 点
M011-2 レジン前装チタン冠 (1 歯につき)	66 点
M015 非金属歯冠修復(1歯につき)	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29 点
(2) 複雑なもの	40 点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8点
② 歯冠用光重合硬質レジン	183 点

1 前歯 CAD/CAM冠用材料(IV) 388 点 2 小臼歯 (1) CAD/CAM冠用材料(I) 181 点 (2) CAD/CAM冠用材料(Ⅱ) 163 点 3 大臼歯 (1) CAD/CAM冠用材料 (Ⅲ) 316点 注 CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算 定する。 (2) CAD/CAM冠用材料(V) 615 点 M015-3 CAD/CAMインレー (1歯につき) 1 小臼歯 (1) CAD/CAM冠用材料(I) 181 点 (2) CAD/CAM冠用材料(Ⅱ) 163 点 2 大臼歯 CAD/CAM冠用材料(Ⅲ) 316 点 注 CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算 定する。 M016 乳歯冠 (1歯につき) 1 乳歯金属冠 30 点 2 その他の場合 乳歯に対してジャケット冠を装着する場合 [次の材料料と人工歯料との合計により算定する。] 1 歯につき 1点 M016-3 既製金属冠 (1歯につき) 29 点 M017 ポンティック (1歯につき) 1 鋳造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上) イ 大臼歯 1,220点 口 小臼歯 919点 (2) 銀合金 大臼歯・小臼歯 55 点 2 レジン前装金属ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合 イ 前歯 733 点 口 小臼歯 919点 ハ 大臼歯 1,220点 (2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯 70 点 70点 口 小臼歯 ハ 大臼歯 70点 M017-2 高強度硬質レジンブリッジ(1装置につき) 1,629 点 M018 有床義歯

M015-2 CAD/CAM冠(1歯につき)

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯 (1床につき)	
(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7点
2 総義歯(1顎につき)	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯(1床につき)	////
[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
熱可塑性樹脂有床義歯(1床につき)	37 点
M020 鋳造鉤 (1個につき)	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ・大・小臼歯	1,890点
ロー犬歯・小臼歯	1,537点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イー大臼歯	1,537点
ロー犬歯・小臼歯	1, 181 点
ハ 前歯(切歯)	909 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤	
イー大・小臼歯	975 点
ロー犬歯・小臼歯	763 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	669 点
ロー犬歯・小臼歯	582 点
ハー前歯(切歯)	540 点
3 鋳造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤(1個につき)	
1 不銹鋼及び特殊鋼	6 点
2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	893 点
② 二腕鉤(レストつき)	690 点
M021-2 コンビネーション鉤(1個につき)	
1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び物	寺殊鋼を用いた場
合	
(1) 前歯	270 点
(2) 犬歯·小臼歯	291 点
(3) 大臼歯	335 点
2 鋳造鉤又はレストに鋳造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用	月いた場合
(1) 前歯	30 点
(2) 犬歯·小臼歯	30 点
(3) 大臼歯	30 点
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	
1 磁石構造体	777 点
2 キーパー付き根面板	

### (根面板の保険医療材料料(1歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)

イ 大臼歯669 点ロ 小臼歯・前歯490 点

(2) 銀合金

イ 大臼歯44 点ロ 小臼歯・前歯32 点

(キーパー)

1個につき 233点

M023 バー (1個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,563 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合(1顎につき)

1 シリコーン系 166 点

2 アクリル系 99 点

「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日保医発0305第12号) の一部改正について

- 1 別表のⅡの133(1)中の「血栓除去用カテーテル(10区分)」を「血栓除去用カテーテル(11区分)」に、「合計62区分」を「合計63区分」に、(10)②中の「経皮的血栓除去用(2区分)」を「経皮的血栓除去用(3区分)」に、「合計10区分」を「合計11区分」に改め、③オiiの次に次を加える。
  - iii 分離捕捉型

次のいずれにも該当すること。

- a 経皮的に深部静脈の血栓を分離し捕捉除去する際に使用するカテーテルであること。
- b 自己拡張能を持つ網状のワイヤと、分離した血栓を捕捉するためのバッグ からなること。
- 2 別表のⅡの133(23)の次に次を加える。
  - (24) 大動脈分岐部用フィルターセット 定義 次のいずれにも該当すること。
    - ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「中心循環系塞栓捕捉用カテーテル」であること。
    - ② 経カテーテル大動脈弁置換術中に飛散する塞栓物質の捕捉を目的として、 経カテーテル大動脈弁置換術に際し、置換前に大動脈分岐部に一時的に留置 する複数のフィルターを持つカテーテルであること。
- 3 別表のⅡの229の次に次を加える。
  - 230 静脈用ステントセット

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(07)内臓機能代用器」であって、 一般的名称が「静脈用ステント」であること。
- (2) 既存療法では治療困難な症候性腸骨大腿静脈流出障害に対し、腸骨大腿静脈の内腔を確保することを目的に、経血管的に挿入され、体内に留置するステントセット(デリバリーシステムを含む。)であること。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について(傍線の部分は改正部分)

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(傍緑の部分は改止部分
改 正 後	改 正 前
<u> </u>	<u>у</u> т п
別添 1	別添 1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 特揭診療料	第2章 特掲診療料
第1部~第9部 (略)	第1部~第9部 (略)
第 10 部 手術	第 10 部 手術
$1 \sim 26$ (略)	1~26 (略)
第1節 手術料	第1節 手術料
第1款~第7款 (略)	第1款~第7款 (略)
第8款 心・脈管	第8款 心・脈管
K545∼K618 (略)	K545~K618 (略)
<u> K619-2</u> 総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術	(新設)
静脈用ステント留置術は、既存療法では治療困難な症候性腸骨	
大腿静脈流出障害の患者に対し、関連学会の定める適正使用指針	
<u>を遵守して、静脈ステントセットを用いて実施した場合、本区分</u>	
<u>の所定点数を準用して算定する。</u>	
K620~K627-4 (略)	K620~K627-4 (略)
第 9 款~第 13 款 (略)	第 9 款~第 13 款 (略)
第2節~第3節 (略)	第2節~第3節 (略)
第 11 部~第 14 部 (略)	第 11 部~第 14 部 (略)
第3章 (略)	第3章 (略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について (傍線の部分は改正部分)

#### 改 正 後

- 1 2 (略)
- 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除 く。) に係る取扱い

001~132 (略)

133 血管内手術用カテーテル

 $(1)\sim(5)$  (略)

- (6) 血栓除去用カテーテル
  - ア 経皮的血栓除去用・破砕吸引型、経皮的血栓除去用・分離捕 捉型又は脳血栓除去用は、1回の手術に対し、3本を限度とし て算定する。
  - イ 経皮的血栓除去用・破砕吸引型、経皮的血栓除去用・分離捕 捉型又は脳血栓除去用は、当該材料を用いた手技に関する所定 の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。
  - ウ 経皮的血栓除去用・破砕吸引型、経皮的血栓除去用・分離捕 捉型又は脳血栓除去用を使用するに当たっては、関係学会の定 める実施基準に準じること。

エ・オ (略)

(7)~(14) (略)

- (15) 大動脈分岐部用フィルターセット
  - ア 関連学会の定める適正使用指針に従って、経カテーテル大動 脈弁置換術中の塞栓物質に対する予防的措置が必要と判断され

#### 改 正 前

- Ⅰ 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「┃Ⅰ 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「 - 算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 | - 算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項
  - 1 2 (略)
  - く。) に係る取扱い

001~132 (略)

133 血管内手術用カテーテル

 $(1)\sim(5)$  (略)

- (6) 血栓除去用カテーテル
  - ア 経皮的血栓除去用・破砕吸引型及び脳血栓除去用は、1回の 手術に対し、3本を限度として算定する。
  - イ 経皮的血栓除去用・破砕吸引型及び脳血栓除去用は、当該材 料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した 場合に限り算定できる。
  - ウ 経皮的血栓除去用・破砕吸引型及び脳血栓除去用を使用する に当たっては、関係学会の定める実施基準に準じること。

エ・オ (略)

(7)~(14) (略)

(新設)

る場合に限り算定できる。

<u>イ</u> 血管病変部の画像所見等を踏まえ、大動脈分岐部用フィルタ ーセットの使用が適切であると判断した医学的根拠を診療報酬 明細書の摘要欄に記載すること。

134~229 (略)

230 静脈用ステントセット

- (1) 静脈用ステントセットは、深部静脈血栓症患者のうち、本品に よる治療が医学的に必要であると判断された患者に対して、経血 管的に腸骨大腿静脈の内腔を確保することを目的に使用した場合 に限り、1回の手術に対して2個を限度として算定できる。
- (2) 静脈用ステントセットは、関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。

 $4 \sim 6$  (略)

II ~IV (略)

134~229 (略)

(新設)

 $4 \sim 6$  (略)

Ⅱ~IV (略)

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」 (令和6年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

		(汚様の音	分は以上部分)
改 正 後		現 行	
(別紙1)		(別紙1)	
材料料		材料料	
M002 支台築造		M002 支台築造	
(支台築造の保険医療材料料(1歯につき))		(支台築造の保険医療材料料 (1歯につき))	
ファイバーポストを用いた場合は次の材料料。	と使用した本数分	ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と	使用した本数分
のファイバーポスト料との合計により算定する。		のファイバーポスト料との合計により算定する。	
1間接法		1間接法	
(1) メタルコアを用いた場合		(1) メタルコアを用いた場合	
イ 大臼歯	94 点	イ 大臼歯	95 点
ロ 小臼歯・前歯	58 点	ロ 小臼歯・前歯	59 点
2 (略)		2 (略)	
M005~M009 (略)		M005~M009 (略)	
M010 金属歯冠修復(1個につき)		M010 金属歯冠修復(1個につき)	
1 14 カラット金合金		1 14 カラット金合金	
(1) インレー		(1) インレー	
複雑なもの	1,664 点	複雑なもの	1,650 点
(2) 4分の3冠	2,080 点	(2) 4分の3冠	<u>2,062 点</u>
2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	362 点	a 単純なもの	366 点
b 複雑なもの	669 点	b 複雑なもの	677 点
ロ 5分の4冠	842 点	ロ 5分の4冠	<u>852 点</u>

ハー全部金属冠	1,060 点	ハー全部金属冠	1,072 点
(2) 小臼歯・前歯		(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	246 点	a 単純なもの	249 点
b 複雑なもの	490 点	b 複雑なもの	495 点
ロ 4分の3冠	605 点	ロ 4分の3冠	612 点
ハ 5分の4冠	605 点	ハ 5分の4冠	612 点
二 全部金属冠	<u>759 点</u>	二 全部金属冠	<u>767 点</u>
3 銀合金		3 銀合金	
(1) 大臼歯		(1) 大臼歯	
イ (略)		イ (略)	
口 (略)		口 (略)	
ハー全部金属冠	69 点	ハー全部金属冠	70 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a (略)		a (略)	
b 複雑なもの	32 点	b 複雑なもの	33 点
口 (略)		口 (略)	
ハ (略)		ハ (略)	
二 (略)		二 (略)	
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1歯につき)		M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 前歯	605 点	(1) 前歯	612 点
(2) 小臼歯	<u>605 点</u>	(2) 小臼歯	612 点
(3) 大臼歯	842 点	(3) 大臼歯	852 点
2 (略)		2 (略)	
M010-4 根面被覆(1歯につき)		M010-4 根面被覆(1歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)
イ 大臼歯 362	
ロ 小臼歯・前歯 246	<del></del>
(2) (略)	
2 (略)	2 (略)
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)
1 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合 <u>94</u> 8	点 1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合 <u>956 点</u>
2 銀合金を用いた場合 <u>112</u>	点 2 銀合金を用いた場合 <u>113 点</u>
M011-2~M016-3 (略)	M011-2~M016-3 (略)
M017 ポンティック (1歯につき)	M017 ポンティック (1歯につき)
1 鋳造ポンティック	1 鋳造ポンティック
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)
イ 大臼歯 1,220	<u>点</u> イ 大臼歯 <u>1,234 点</u>
口 小臼歯 919	点 口 小臼歯 929点
(2) 銀合金	(2) 銀合金
大臼歯・小臼歯 <u>55</u>	<u>点</u> 大臼歯・小臼歯 <u>56 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック	2 レジン前装金属ポンティック
(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合	(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)を用いた場合
イ 前歯 733	<u> </u>
口 小臼歯 919	点 口 小臼歯 929点
ハ 大臼歯 1,220	点 / 大臼歯 1,234点
(2) 銀合金を用いた場合	(2) 銀合金を用いた場合
イ 前歯 <u>70</u>	<u>点</u> イ 前歯 <u>71 点</u>
口 小臼歯	<u>点</u> 口 小臼歯 <u>71 点</u>
ハ 大臼歯 <u>70</u>	<u>点</u> ハ 大臼歯 <u>71 点</u>
M017-2~M019 (略)	M017-2~M019 (略)
M020 鋳造鉤(1個につき)	M020 鋳造鉤 (1個につき)
1 14 カラット金合金	1 14 カラット金合金
(1) 双子鉤	(1) 双子鉤

イ 大・小臼歯	1,890 点	イ 大・小臼歯	1,871 点
ロ 犬歯・小臼歯	1,537 点	ロー犬歯・小臼歯	1,522 点
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大臼歯	1,537 点	イ 大臼歯	<u>1,522 点</u>
ロー犬歯・小臼歯	<u>1,181 点</u>	ロー犬歯・小臼歯	<u>1,169点</u>
ハが前歯(切歯)	909 点	ハ 前歯(切歯)	900 点
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	975 点	イ 大・小臼歯	<u>987 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	763 点	ロ 犬歯・小臼歯	<u>772 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤(レストつき)	
イ 大臼歯	669 点	イー大臼歯	677 点
ロ 犬歯・小臼歯	582 点	ロー犬歯・小臼歯	589 点
ハ 前歯(切歯)	<u>540 点</u>	ハが前歯(切歯)	<u>546 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤(1個につき)		M021 線鉤(1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14 カラット金合金		2 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	893 点	(1) 双子鉤	884 点
(2) 二腕鉤(レストつき)	690 点	(2) 二腕鉤 (レストつき)	683 点
M021-2 コンビネーション鉤(1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤( $1$ 個につき)	
1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金	: 12%以上)、線鉤	1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金(金 1	2%以上)、線鉤
に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>270 点</u>	(1) 前歯	<u>273 点</u>
(2) 犬歯・小臼歯	291 点	(2) 犬歯・小臼歯	294 点
(3) 大臼歯	335 点	(3) 大臼歯	339 点
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板		2 キーパー付き根面板	

(担西4の保険医療材料料 (1番にへき))	(担帯長の保険医療は料料(1 歩につき))
(根面板の保険医療材料料(1 歯につき))	(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))
キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料と	キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料と
の合計により算定する。	の合計により算定する。
(1) 金銀パラジウム合金(金 12%以上)	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)
イ 大臼歯 669 点	イ 大臼歯 <u>677 点</u>
ロ 小臼歯・前歯 <u>490 点</u>	ロ 小臼歯・前歯 <u>495 点</u>
(2) 銀合金	(2)銀合金
イ (略)	イ (略)
ロ 小臼歯・前歯 <u>32 点</u>	ロ 小臼歯・前歯 <u>33 点</u>
(キーパー) (略)	(キーパー) (略)
M023 バー (1個につき)	M023 バー (1個につき)
1 鋳造バー	1 鋳造バー
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,563 点	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) <u>1,582 点</u>
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
M030 (略)	M030 (略)

#### 「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正.

(別表)

I (略)

Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から Ⅲ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から 第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及び その材料価格

 $001 \sim 132$  (略)

- 133 血管内手術用カテーテル
  - (1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方

術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル、末梢血管用 ステントセット(3区分)、PTAバルーンカテーテル(9区 分)、下大静脈留置フィルタセット(2区分)、冠動脈灌流用 カテーテル、オクリュージョンカテーテル(2区分)、血管内 血栓異物除去用留置カテーテル(4区分)、血管内異物除去用 カテーテル(6区分)、血栓除去用カテーテル(11区分)、塞 栓用コイル (7区分)、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評 価用動脈カテーテル、静脈弁カッタ (3区分)、頸動脈用ステ ントセット(2区分)、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭 窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル 、体温調節用カテーテル(2区分)、脳血管用ステントセット 、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム(2区分)及び 血管形成用カテーテル(2区分)の合計63区分に区分する。

(2)~(9) (略)

血栓除去用カテーテル

改 正

(別表)

I (略)

第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及び その材料価格

 $001 \sim 132$  (略)

- 133 血管内手術用カテーテル
  - (1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方

術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル、末梢血管用 ステントセット (3区分)、PTAバルーンカテーテル (9区 分)、下大静脈留置フィルタセット(2区分)、冠動脈灌流用 カテーテル、オクリュージョンカテーテル(2区分)、血管内 血栓異物除去用留置カテーテル (4区分)、血管内異物除去用 カテーテル (6区分)、血栓除去用カテーテル (10区分)、塞 栓用コイル (7区分)、汎用型圧測定用プローブ、循環機能評 価用動脈カテーテル、静脈弁カッタ (3区分)、頸動脈用ステ ントセット(2区分)、狭窄部貫通用カテーテル、下肢動脈狭 窄部貫通用カテーテル、血管塞栓用プラグ、交換用カテーテル 、体温調節用カテーテル(2区分)、脳血管用ステントセット 、脳動脈瘤治療用フローダイバーターシステム(2区分)及び 血管形成用カテーテル(2区分)の合計62区分に区分する。

 $(2)\sim(9)$  (略)

血栓除去用カテーテル

- ① (略)
- ② 機能区分の考え方

構造、使用目的及び使用部位により、バルーン付き (3区分)、残存血栓除去用、経皮的血栓除去用(<u>3</u>区分)及び脳血栓除去用(4区分)の合計 11 区分に区分する。

③ 機能区分の定義

ア〜エ (略)

才 経皮的血栓除去用

i · ii (略)

iii 分離捕捉型

次のいずれにも該当すること。

- <u>a</u> <u>経皮的に深部静脈の血栓を分離し捕捉除去する際に使</u> 用するカテーテルであること。
- <u>b</u> <u>自己拡張能を持つ網状のワイヤと、分離した血栓を捕</u> 捉するためのバッグからなること。

力 (略)

(11)~(23) (略)

(24) 大動脈分岐部用フィルターセット

定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管 及び体液誘導管」であって、一般的名称が「中心循環系塞栓 捕捉用カテーテル」であること。
- ② 経カテーテル大動脈弁置換術中に飛散する塞栓物質の捕捉を目的として、経カテーテル大動脈弁置換術に際し、置換前に大動脈分岐部に一時的に留置する複数のフィルターを持つカテーテルであること。

134~229 (略)

230 静脈用ステントセット

- ① (略)
- ② 機能区分の考え方

構造、使用目的及び使用部位により、バルーン付き(3区分)、残存血栓除去用、経皮的血栓除去用(2区分)及び脳血栓除去用(4区分)の合計10区分に区分する。

③ 機能区分の定義

ア~エ (略)

才 経皮的血栓除去用

i · ii (略)

(新設)

カ (略)

(11)~(23) (略)

(新設)

134~229 (略)

(新設)

### 定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具(07) 内臓機能代用器」であって、一般的名称が「静脈用ステント」であること。
- (2) 既存療法では治療困難な症候性腸骨大腿静脈流出障害に対し、 腸骨大腿静脈の内腔を確保することを目的に、経血管的に挿入され、体内に留置するステントセット(デリバリーシステムを含む。)であること。

Ⅲ~IX (略)

Ⅲ~IX (略)